

令和 2 年

第 2 回教育委員会会議録

(開会 令和 2 年 2 月 17 日)

(閉会 令和 2 年 2 月 17 日)

岐阜県可児市教育委員会

令和2年2月17日午前9時00分開会

会場：市役所4階第1会議室

出席委員

竈橋義朗君（教育長）

生駒隆昌君（教育委員）

伊藤小百合君（教育委員）

丹羽千明君（教育委員）

小栗照代君（教育委員）

説明のために出席した者

瀨瀬新吾君（事務局長）

石原雅行君（教育総務課長）

奥村恒也君（学校教育課長）

玉野貴裕君（学校給食センター所長）

伊佐治 晃君（学校教育課主任指導主事）

堀田 誠君（教育研究所主任指導主事）

小川隆行君（学校教育課指導主事）

牛江明美君（学校教育課学校支援係長）

辻原詩織君（学校教育課学校支援係）

草野亜紀彦君（学校教育課学校教育係長）

藤本里美君（子育て支援課親子まなび支援係長）

山本和美君（子育て支援課専門対策監）

出席委員会事務局職員

服部賢介君（教育総務課総務係長）

中水麻以君（教育総務課総務係）

日程及び審議結果

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 教育委員報告

5 議 事

①議案第3号 可児市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について（原案可決）

②議案第4号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について（原案可決）

③議案第5号 教育に関する予算の意見について（令和元年度可児市一般会計補正予算（第5号））（原案可決）

④議案第6号 教育に関する予算の意見について（令和2年度可児市一般会計予算）（原案可決）

⑤議案第7号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について（原案可決）

6 報告事項

①いじめ相談受付状況について

7 各課所管事項

8 委員からの提案協議事項

9 その他

10 閉 会

開会の宣告

- 教育長（笹橋義朗君） おはようございます。
令和 2 年第 2 回の教育委員会を開催いたしたいと思います。
定足数については過半数を満たしておりますので、法第14条第 3 項の規定によりまして、この会議、成立するということをお願いしたいと思います。
きょうは、議案もありますけれども、教育政策会議もその後あります。よろしく審議のほどをお願いしたいと思います。

前回会議録の承認

- 教育長（笹橋義朗君） では、前回会議録の承認です。
- 教育総務課長（石原雅行君） 特に変更ございません。よろしくをお願いします。
- 教育長（笹橋義朗君） 特に変更はないということですので、そのようにさせていただきます。

教育長報告

- 教育長（笹橋義朗君） 次に、教育長報告ということで、今、新型コロナウイルスが全国を席卷しておりますけれども、可児市にも少なからず影響が出ておりますというか、罹患したとか、そういうことではなくて、全国の文科省以下の指示に従ってきておりますが、また後で詳細の報告があると思いますので、よろしくをお願いします。皆さん、体には気をつけていただきたいと思います。とはいえ、インフルエンザの蔓延がほとんどなく、おかしな現象だなあというふうに思っておりますが、またそれも報告があると思います。

1月31日、ふれあい給食がありました。子供たちの元気な顔と、それから生産者・関係者の皆さん方の顔合わせという意味で、有意義であったかなあというふうに思いました。

2月7日の特別支援学級の生活発表会について、皆さんありがとうございました。無事終わられたということです。私、ちょっと途中から抜けまして、申しわけありませんでした。無事終わったという報告は受けております。

2月6日ですけれども、岐阜県の都市・町村教育長会がありまして、教育長の冬期の合同研修ということで行ってまいりました。臨時的に文科省から審議官が来まして、説明を受けました。内容は教員の働き方改革で、月45時間の時間外勤務、それから年360時間の時間外勤務について条例化、規則で決めなさいと。決めてもよいじゃなくて、決めなさいということで、その通達の内容説明ということでありました。教員の平均の時間という、80時間とか60時間とか、可児市、我々としても本当に努力、また意識改革を進めてまいりましたけれども、この4月から、そういうことで数字が決められまして、これは意識改革ではなく、義務ということでやらなければならないということになりました。

今申し上げたように、80時間とか60時間を考えれば、45時間というのは途方もない高いハードルであります。決まりで決められた以上、これを守っていくのが我々の仕事

でありますので、何とかこれに到達するようにしていかなきゃならない。中には、そのハードルについて、段階的にやっていかないとなかなかできないだろうというような教育長さんの意見が出ましたけど、文科省としては一蹴されまして、そうではないという、決めた以上やってくださいということですので、それこそ教員の働き方、教育のあり方、授業の内容、全部が影響されてくるものと思います。また、登下校の時間とか、本来学校でやるか、地域でやるか、あとは保護者がやるかというような議論が今までもありましたけれども、その見直しもしていかなきゃいけないなあということで、これは本当に大変大きな変更、改革、変化であります。皆さんも、また学校のほうでそういう話が出てきますが、条例等で決められた以上は、守らなければならないという意識をお願いをしたいと思います。

以上、教育長報告を終わりたいと思います。

教育委員報告

- **教育長（籠橋義朗君）** それでは、教育委員報告ということで、生駒委員お願いします。
- **教育委員（生駒隆昌君）** おはようございます。

毎日、連日連夜、新型コロナウイルスの報道がされている中、やはり子供たちもこれから、先ほどもいただきましたけど、卒業式、それから中学生は受験等、いろんな人と接する機会が多い場面に行かなきゃいけないという状況になっております。幸いにも、子供たちには今のところそういったような事例があるという報告は受けておりませんが、やはり非常に大きなことではありますので、先ほど教育長が言われたみたいに、また今後いろんな面で各諸団体とも協力して、この辺を見ていかなきゃいけないなというふうに思っております。

前回の教育委員会会議後の参加したものについて御報告させていただきます。

1月30日、可茂地区の学校図書館教育賞の表彰式に参加してまいりました。地教連会長として参加しました。小学校は6校、中学校は5校、図書館表彰のほうにエントリーしたわけですけど、可児市からは、西可児中学校が中学校部門で最優秀賞ということで表彰されました。小学校の部分では、白川町の白川小学校が表彰されました。3校ありました。白川小学校のほうで表彰が行われたんですが、白川小学校、この表彰を最後に次年度廃校になり、統合になるそうです。白川北小学校と白川小学校が合併しまして、名前は白川小学校ということで来年度からは行うということでした。ことし優秀賞でしたが、もう図書館としては利用することはないというお話でした。中を見せていただいたんですけど、白川小学校のほうは、長いこと文部科学省からも表彰されるほど図書館の教育に熱心な学校で、いろんな意味で学ぶ部分がたくさんありました。また、そういったものを今後また可児市、可茂地区で参考にしながら、その考えとか、やり方を継承していかなきゃいけないのかなというふうに感じました。

2月7日、先ほどもありましたが、生活発表会のほうに参加させていただきました。特別支援学級の生徒が本年度は270名余りということで、8年前とでは約3倍ぐらいの人数になろうとしておるとい状況の中での生活発表会でしたが、子供たち一人一人が本当に自分のふだんやってきたことを、その場その場で本当に自分の中でできる範囲の

ことで発表していただいて、劇があったり、歌があったり、ダンスがあったりと本当に素晴らしい発表会だったと思います。ただ、キャパシティの問題で、またこの生活発表会自身を考える時期に来ているんだなというふうにも、会場を見て思いました。ただ、彼らが一生懸命やっているという姿は、どこかでは見せてあげたいなということは思いますので、またこれから事務局とも相談しながら、どんな形になるかはわかりませんが、考えていていただきたいなというふうに感じました。以上です。

○ **教育委員（伊藤小百合君）** おはようございます。

1月31日にふれあい給食に出席しました。JAの方と5年生のクラスでいただきまして、食事中に私たちへの質問が用意されていて、グループの代表の児童が聞いてきたりとかするんですけれども、やっぱり緊張もあって忘れてしまって、なかなか言えない子もいたんですけれども、やっぱりどのグループの子も小さな声で助け合いの姿が見られて、そういう学級づくりができているんだなというのを感じました。

2月7日、生活発表会に出席しました。先ほども生駒委員が言われましたけれども、どの学校も学習活動に取り組んできた様子を見ることができました。その中で、私が印象に残ったのは旭小の発表だったんですけれども、子供同士で答えが合っているとか、正解とか、オーケーなどという褒めている場面があって、多分ふだんから先生がそういった指導をされていることが伝わってきて、よかったなというのを思いました。

あと2月12日に、広陵中で文科省の人権教育推進総合地域事業というものの一環として学校ライブが行われて、保護者として出席しました。千葉県出身のシンガーソングライターの太野靖之さんという方をお招きしたんですけれども、彼は、歌う道德講師という形で全国の小・中学校や高校で1,000回以上のライブを開催しているそうで、曲の間には、ライブでの笑い話や夢を持つ意味についての話もありました。その中でちょっと心に残ったのは、誰かが何かを頼んでくるということは、頼まれた人ができると思っているから頼んでくるのであって、できないことは頼まない。だから、頼まれたら、逃げたりとか避けたりせずに、なるべく断らずに挑戦とかをするようにしてほしいというお話をしてみえました。また、夢は未来を創造することだというお話で、この「ソウゾウ」というのは「創る」ほうの創造でした。夢ができれば人に話すこと、そこから始めて、どうしたらいいのかという願いをかなえていくといった内容があって、結構勉強になりました。以上です。

○ **教育委員（丹羽千明君）** おはようございます。

私も1月31日、帷子小学校でありましたふれあい給食に参加させていただきました。私は、2年生のクラスと一緒に食事をさせていただいたんですが、とてもみんな明るく、いろんな質問をしてくれました。給食時間が30分ということで、食べられない子が5人ぐらいいたので、大分食べる量の差もあるかなあとと思いますが、その子たちにとっては、30分というのがちょっと短過ぎるようにも感じました。また、先生は10分ほどで食べられるとあって、それもまた速過ぎるなと思いましたけれども、いつも見ている風景ですね。

それから、可児産のみそと里芋を使ったみそ汁というメニューがありまして、つくられた方が参加されておりました。東濃実業高校の生徒が開発されたという「あゆっころ」という振りかけが全員また配られて、食事の中にありました。東濃実業高校の子が

つくった苦労話とか、また可児ッテで売っているということで、私も買って来たんですけども、おいしかったので、皆さんも食べていただければと思います。

それから2月7日、特別支援学級の生活発表会がございました。参加させていただきました。ふだんの学校の学習の発表ということで、大変内容のあるものだったと思います。他校との交流というのが、こういうときにしかできませんし、小学生が中学生のお兄さん・お姉さんの様子を見るということも大変すばらしい体験だと思います。

以上です。ありがとうございます。

○ **教育委員（小栗照代君）** おはようございます。

私も皆さんと同じで、2月7日、午前中だけしか参加できなかったんですが、生活発表会のほうを拝見させていただきました。各学校、学年が違う方々がみんな力を合わせて一生懸命やってくださって、頑張って練習したなというのがすごくよくわかりました。私がここで感じたことなんですけれども、得意分野が披露できるところが、こういった発表会があるというのはいいんじゃないかなあと思いました。例えば、縄跳びがとっても上手なお子さんがいらっしゃって、もう本当にみんなおおーとかと言いながら見ていたんですけど、それからピアノが上手であったりとか、九九をすらすら言えたりとか、足し算が上手に言えたりというような得意分野を披露できる場所というのがあって、大変すばらしい発表会だったなという印象がございました。

続いて、同じ日なんですけれども、午後から第2回学校給食センター運営委員会が開催されました。まず事前の打ち合わせにお伺いしたときに、所長さんから給食センターのほうをちょっと御案内いただきまして、つくっているところは何度か私も見学をさせていただいたんですが、ちょうど時間帯で片づけをしてくださっているところに伺ったんですけども、衛生面に大変気をつけていただいて、きびきびときちんと皆さん一人一人が働いていらっしゃって、子供たちのために片づけまでしっかりやっていただいているなという印象を持ちました。

そして、運営委員会なんですけれども、運営方針及び事業計画案ということで皆さんに御承認をいただきました。成長期にある児童・生徒の心身の健全な発育のため、栄養バランスのとれた安全で安心な魅力あるおいしい給食を提供します。また、学校給食を通じて食に関する指導を行い、児童・生徒が食の大切さを理解するとともに、食を選ぶ力を身につけ、広く食文化を習得できるようにしますというような運営方針のほうも御承認いただきました。

この日のメインは、学校給食費の改定についてということで御意見をいただくということだったんですが、校長先生の代表の方々は、学校側の御意見や、それから毎日食べていらっしゃる方のお一人ということで御意見をいただいたりとか、それから市P連の代表の方には、保護者の意見ということで忌憚のない意見を皆さん出していただきました。この日に結論を出すわけではないんですけれども、今後の方向性を考える上で、大変貴重な御意見をいただきましたので、参考にさせていただいて、今後の子供たちの給食をより一層、子供たちがおいしく、安全に安心して食べられるような方向に向かっていくのに参考にしたいなというふうに思いました。以上です。

○ **教育長（笹橋義朗君）** 以上、各委員の今月の活動でしたけれども、事務局で、参考にして事務をしていただきたいというふうに思います。

議事

○ **教育長（笹橋義朗君）** それでは、次に議事に入りたいと思います。

○ **事務局長（額瀨新吾君）** それでは、議案書をごらんください。

表紙の裏ページ、目次のとおり、議案が5件ございます。

議案第3号 可児市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第4号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について、議案第5号 教育に関する予算の意見について（令和元年度可児市一般会計補正予算（第5号））、議案第6号 教育に関する予算の意見について（令和2年度可児市一般会計予算）、議案第7号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について、以上よろしく申し上げます。

○ **教育長（笹橋義朗君）** 本日の議事は5件でございます。よろしく申し上げます。

このうち、議案第5号 教育に関する予算の意見について、議案第6号 教育に関する予算の意見について、これは一般会計です。議案第7号 要保護及び準要保護児童生徒の認定についてと、報告事項、いじめ相談受付状況について及び児童生徒校内事故、問題行動、交通事故等の記録についてに関しては、意思形成にかかわる案件や個人情報、プライバシーにかかわる情報のため、教育委員会会議規則第14条の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないようですので、この部分については非公開とさせていただきます。議事の進行上、最後に行いたいと思います。

それでは、議案第3号 可児市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

○ **学校教育課長（奥村恒也君）** よろしく申し上げます。

1 ページをごらんください。

議案第3号 可児市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

可児市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。令和2年2月17日提出、可児市教育長 笹橋義朗。

記1. 改正理由、可児市大森地内で開発、分譲中の住宅団地の通学区域について、令和元年9月20日開催の通学区域審議会において以下の内容が決定されたため。

2. 改正内容、桜ヶ丘小学校及び東可児中学校の通学区域に大森の一部の区域を加え、旭小学校及び中部中学校の通学区域から大森の一部の区域を除く。

施行日、令和2年3月1日。

4. 改正文、以下のとおりとありまして、2ページ、3ページにわたって前後の比較を載せていただいております。そこに下線を付した部分が、今回改正の内容になっているところでございます。

担当より説明申し上げます。

○ **学校教育課学校教育係長（草野亜紀彦君）** この規則は、可児市の各小・中学校の通学区域がどこにあるかというのを決めている規則になります。

6月と8月の教育委員会会議でお伝えしておりますが、桂ヶ丘と梶ヶ丘の間の区域について、こちらは地番上、大森となっております。この規則に照らし合わせますと、旭小学校と中部中学校が学区となっております。ただし、この区域に関しましては、もともと不二企業が造成を計画していた地域でありまして、過去の経緯から、学区としては桜ヶ丘小学校と東可児中学校が適切であると考えられますので、宅地造成開発に合わせて、この地域の通学区域の変更を検討しておりました。

9月20日に可児市立小学校及び中学校通学区域審議会を開催し、そこで諮問をいたしました。委員の全会一致による可決がなされたので、このたび規則改正を行う運びとなりました。

お手元の資料の規則改正のほう、先ほど学校教育課長のほうから説明がありましたとおり、下線の引いてある部分が今回の変更となる部分になります。旭小学校と桜ヶ丘小学校及び中部中学校と東可児中学校の部分で下線部の部分があると思いますが、大森の1501番地6502から1501番地6563まで、1515番地5から1515番地7までの区域というのが今回下線に示されている部分ですが、別紙で資料をつけておりますが、地番のほうへ網かけをしている部分がこの地番になります。宅地造成された地区の今度家が建つ宅地の部分については、旭小学校・中部中学校から桜ヶ丘小学校・東可児中学校に変更されるというふうになります。

現在の状況としましては、既にこの宅地造成部分が完成しまして、3軒ほど着工が始まっております。最も早く完成するのが3月中旬ごろの予定ですので、それに合わせて、3月1日付で規則の改正を考えております。ですので、実際にその住宅に小・中学生が引っ越してきても、スムーズな対応が可能かなと考えております。

以上で説明を終わります。

○ **教育長（籠橋義朗君）** ただいま事務局の説明がありました。

皆さん、御質問、御意見ございますでしょうか。

小栗さん、よかったですか。

○ **教育委員（小栗照代君）** 大丈夫です。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** この案で妥当だと思います。ここは東可児中学校と桜ヶ丘小学校へ行っていただければいいんですけど、この図面のやつを見ると、六、七十軒余りが建つというような状況であるのかなというふうに感じますし、それだけの戸建てが建てば、当然その中でも小・中学生の子供さんを持った方も、かなりの量入られるというふうには思いますので、今度、午後にある政策会議の中でもあるように、適正化規模の中ではこの人数も入れていただいて、東可児中学校、桜ヶ丘小学校のほうも今後検討していかなきゃいけないなというふうに今感じましたし、あともう一つは、入り口がここ1カ所しかないようで、この奥、すごい奥まである住宅地なのに、子供たちがどう通学路として使っていくかということも、今後校区だけの問題じゃなく、通学路とか、集合場所とか、そういった部分にもやはりきちっと説明というか、検討していかなきゃいけないなというふうに今ちょっと感じましたので、意見させていただきました。よろしくお願ひします。

○ **教育長（籠橋義朗君）** 事務局のほう、よかったですか。

それについては、じゃあまた検討事項ということできたいと思いますが、私もきの

う、ちょうどこの道を通ったら、もう家の形ができていましたので、早いなあということで、もう4月には入居されるなということを感じました。注目して見ていきたいと思えますし、通学の関係もいろいろ出てくると思えますので、注目をしていきたいというふうに思います。

○ **教育委員（丹羽千明君）** 通学区域に関しましては、私もこれで妥当だと思います。

ちょっと質問なんですけれども、学校の便りとかいうものとか、自治会はどっちに入られるというか、自治連合会は。子供たちの生活と配付物が違っちゃいけないと思えますが、その辺はどうでしょうか。どちらのまず自治会に入られるのか。

○ **学校教育課学校教育係長（草野亜紀彦君）** 自治会については、まだ住居に入られている方が一人もいない状態ですので、まだ未定ではありますが、桜ヶ丘の自治連合会としては、この地域は桜ヶ丘自治連合会のエリアですので、桜ヶ丘のほうで受け入れていくつもりだということを言及しているというふうに聞いております。

○ **教育委員（丹羽千明君）** そうだといいますが。

○ **教育長（籠橋義朗君）** ほか、よろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、御質疑、御意見ないようですので、この件については、原案どおりといたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に議案第4号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見についてを議題といたします。

○ **教育総務課長（石原雅行君）** よろしく申し上げます。

それでは、議案書の4ページをごらんください。

議案第4号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第29条の規定により、可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定について市長から意見を求められたので、異議がないものとする。令和2年2月17日提出、可児市教育長 籠橋義朗。

1. 改正理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）の制定に基づく地教行法第23条第1項の改正に伴い、市長が管理執行することができる教育に関する事務について、図書館などの社会教育機関の設置、管理等にすることが明記されたため、本条例を改めるもの。

2. 改正内容、新第1号、第3号及び第4号、文化に関することに含めていた図書館等の設置、管理及び廃止に関すること並びに文化財の保護に関することについて、市長が管理し、及び執行する事務として明確にするため、地教行法に合わせた規定に改める。

3. 施行日、令和2年4月1日。

4. 改正文、以下のとおりということで、以下4ページと5ページが改正条文になります。

別紙で、机の上に可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例（案）についてという、1枚裏表になった赤字になっているのがあると思えます。こちらをごらんください。

先月の教育政策会議においても少し説明をさせていただきましたが、令和元年6月7日に、先ほどの地教行法が改正されました。それによりまして、条文が1項目追加をされまして、地方公共団体の長が所管することが可能である事務として明確にされました。これは今「法令」と書いてあるんですが、上が6月までの改正前の法律です。改正後というのが、赤く塗ってある部分が追加された部分の改正された後の法律になります。これを、法律が変わりましたので、条例を今回の法律改正に合わせた書き方に改正するというものになります。そのため、実態には変更はありません。

そして裏を、2ページのほうを見ていただきたいと思います。

これは、今回条例ということで、上の段が改正前の今の条例になります。1と2と2つだけになっているんですが、これを改正後、今赤色になっている部分ですが、この法律の部分を1のところ追加するということになります。そして、3、4というところで、今まで文化に関することということだけになっていたんですが、この3、4についても、法律に合わせて条例を書き直しますというものになります。もともとこの法律自体は、博物館や図書館を、観光やまちづくりを進めるために市長部局が所管していたほうが効果的と判断する自治体が今ふえてきたため、地方からも提案として法律に明確にしてほしいということで、このように改正されたというものになります。

今回、議会の議決後に、3月の教育委員会会議において、教育委員会の補助執行に定める規則というものがあありますが、こちらについても、この実態に合わせるためにちょっと今整理をしておりますので、それをまた3月の教育委員会会議に提案したいと考えております。以上です。

- **教育長（笹橋義朗君）** この件について、御質疑、御意見等ございますでしょうか。
- **教育総務課長（石原雅行君）** 今までは、文化に関することという中に全て入っていたんですけど、それを今回、図書館と博物館というのも明確にするということです。
- **教育委員（生駒隆昌君）** 今の説明の中にもありましたが、改正前は、文化に関することということで、すごいくくりが大きかったわけですけど、今回改正の中で、文化に関することということで、僕はこの括弧の中の「次号に掲げるものを除く」というところが、やっぱり今度の改正の中でいろんな部分になってくるのかなというふうに思うのと、あと文化財の保護に関することということですので、例えば保護なので、改築とか、当然調査とかいう部分に関しては、今後も教育委員会の中のというか、教育委員会の意見というものも反映されるというふうな認識でよろしいんですか。
- **教育総務課長（石原雅行君）** 既に文化に関することということで、市長部局に行っているということですので、内容は全く変わらないということです。
- **教育委員（生駒隆昌君）** 今のままということですね。
- **教育総務課長（石原雅行君）** そうですね、はい。
- **教育委員（生駒隆昌君）** ということは、ここには一応文化財の保護に関することというのは、全部もう市長部局のほうに移管しておるといいますか。
- **教育総務課長（石原雅行君）** そうですね、はい。
- **教育委員（生駒隆昌君）** わかりました。
- **教育長（笹橋義朗君）** ほか、ありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

意見もないようですので、この件については、原案のとおりといたしたいと思います。スポーツに関しても文化に関しても、学校教育の中でなくなるわけではありませんので、可児市の文化、可児市のスポーツについての子供たちの分野については我々が所管になっておりますので、その辺のところだけ留意願いたいと思います。よろしくお願ひします。

各課所管事項

- **教育長（笹橋義朗君）** それでは、次に各課所管事項についてに移ります。
- **事務局長（瀬瀬新吾君）** 議会が今週2月21日に開会をしまして、3月25日までの会期で行われます。本日から一般質問の受け付けが開始されます。幾つか教育関係のものも、事前の問い合わせ等が入っております。そのような状況です。以上です。
- **教育総務課長（石原雅行君）** お手元に、可児市教育振興基本計画（案）に対してパブリックコメントで提出された意見と市及び教育委員会の考え方についてという資料が机の上に置いてあると思いますが、ごらんください。

このパブリックコメントですが、令和2年1月10日金曜日から1月30日木曜日まで実施しました。意見の提出者が1人、意見件数が5件ありました。この書いてあるとおり、1、2、3、4、5ということです。この意見・提案については、全て原文が書いてあります。そして考え方を右側に書いてあります。内容の詳細については、ちょっと省略をさせていただきますが、具体的なものが多く、計画自体を修正する必要があるというものではないということで判断をさせていただきました。そのため、この振興基本計画については、第3回以降にお配りさせていただきました内容を、文字等を修正しまして、決定のものとして公表していきたいと考えております。

あと、これ以降の予定なんですけど、第4回の計画策定委員会を当初計画しておりましたが、策定委員長、橋本委員長とも相談をしまして、このパブリックコメント自体について特に計画自体を修正するものではないということで、第4回は開催をせず、公表する冊子を今後送らせていただくということで終わらせたいということになりました。3月中には公表させていただく予定ですので、また委員さんにもお配りさせていただく予定ですので、よろしくお願ひいたします。以上です。

- **教育長（笹橋義朗君）** これについて御意見、御要望ありますでしょうか。
- **教育委員（生駒隆昌君）** こういったパブリックコメントが、意見者1人ということで5件あったということですが、計画に修正はないということに異議はありません。ただ、そういった中で、こういった意見があったということはやっぱり真摯に受けとめて、今後我々が考えていく中でも、こういった意見があるということ踏まえた上での議論をしていかなきゃいけないなというふうに思いましたし、ちょっとこの中でいじめということで、我慢できる子が我慢する姿を目の当たりにしましたというふうに書いてありますが、やっぱりこのところは少し考えていかなきゃいけないのかなというのも、今この一文を見ただけで、そんな感じも思いましたので、やっぱりいじめというのはいじめ防止のほうのお話があるそうですが、やっぱりいじめられる子、いじめる子ということの各立場においていろんなことを考えていかないと、未然防止とか、早期対応というのは難しいなというふうに感じまし

たので、パブリックコメントの中のこの部分も今後大切にしていきたいなというふう
に感じました。以上です。

○ **教育総務課長（石原雅行君）** ありがとうございます。

○ **教育長（笹橋義朗君）** ほか、どうでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○ **学校教育課長（奥村恒也君）** よろしくお願ひします。

まず私のほうからは、冒頭でも話題になりました新型コロナウイルスへの対応につい
て、まず最初に今どのような対応をしているかについて御説明を申し上げたいとい
うことを思っております。

お手元のほうに、文書を2枚配らせていただきました。まず1つは、令和2年2月3
日付、各小・中学校長宛ての、中国から帰国・入国した児童・生徒等への対応につ
いて（通知）とある文書です。それからもう一枚が、保護者の皆様ということで、これ日付
は入っておりません。外国の学校に在籍する児童・生徒の体験入学への対応につ
いてという2枚の文書をお手元のほうに配らせていただいております。

コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、文部科学省のほうから、1月末から順次対
応についての通知が教育委員会のほうに届いてきております。随時、これまでもその文
書を学校のほうには通知をして、国の指示に従って対応することということを伝えてま
いりましたけれども、2月3日に小・中学校に、帰国あるいは入国した子供たちへの対
応についての指針というものを、教育長宛てで先ほど示させていただきました文書のよ
うに、対応についてのフローを示させていただいております。

1番は、入国をした場合に、まず教育課の窓口でどのような対応をするのかというこ
と。基本的には、いつ、どこからの確認をしつつ、2週間の自宅待機と体調管理を窓口
のほうでお願いをさせていただきます。2週間経過した後、症状があらわれなければ、
体験入学あるいは編入学を進めていくこととなります。一方で、症状が出た場合につ
いては、関係医療機関、関係機関へ連絡をとり、そしてその後、体験入学・編入学につ
いての手続を行っていくというような流れで今対応をしているところでございますが、ま
た日々、文科省からの通知も更新、更新ということで、どんどん内容が、最初は中国か
ら帰国した、対象の地域としては武漢・湖北省となっておりますけれども、最新のも
のでいきますと、さらに地域が広がりました。と同時に、体調が不良の場合に限らず、
心配な場合は保健関係の窓口へ紹介をするようにという内容もつけ加わっておりますが、
基本的な流れについては、この文書、先ほど学校のほうへ配らせていただいたのと、お
話をさせていただいた文書の流れに大きな違いはございませんので、この流れで学校の
ほうにはお願いをしていくことと、また最新の情報については随時学校のほうへ情報提
供しているというところでございます。

実は本市においても、これまで3組の中国から一時帰国をした家族の方がいらっしや
って、お子さんもいらっしやいます。広見小・中部中学校区、それから桜ヶ丘小学校、
そして土田小学校という校区になるわけですけれども、ちょうどきょうから広見小と中
部中学校については体験入学をスタートしていると思います。それから、桜ヶ丘小学校
のほうもきょうから体験入学を進めております。入国をしてから、これで2週間と2日
経過をしているところで、その御家族のほうとの連絡をとり合いながら、発症の様子は

見られないということで、体験入学という形なんですけれども、その方々は上海の日本人学校からお越しになっていらっしゃいます。日本人学校のほうが、今ちょうど臨時休校ということで、またこれから中国へ帰るのも心配だということから、しばらくの間、日本の学校で勉強をさせてくれという保護者の方の願いがございます。

学校のほうとしましても、いろいろな今の状況からすると、他の保護者の皆さん方が心配をいろいろなさったりとか、逆にその子が体験入学をすることで、その子がつらい思いを、いろいろなやゆでありますとか、そうしたことでつらい思いをすることがないようにという十分な配慮をお願いしているところなんですけれども、それに伴って、先ほど2枚目の文書で示させていただいた体験入学への対応についてという文書を教育委員会と学校長との連名で、このような内容で保護者の方に十分な御理解を得られるようにしていきたいということで、日付について空欄にしてあるのは、学校のほうが学校の発出日に応じてここに日付を入れ、そして配付をしていただくということ、該当の小・中学校にのみ送ってある文書です。

ここには、やっぱり1番に書かせていただいたのは、一時的な帰国であっても就学の機会が適切に確保されること、これは文科省もイの一番に上げておるわけでございますが、そうした希望をむげにこちらが否定することはできないということで、体験入学の希望を受け入れていく方向をしっかりとスタンスとして持ちます。

そして2番目に、2週間の健康観察について触れております。

それから3番目、これを大事にしていかなければならないところで、子供たちに対して、新型コロナウイルス感染症に関する必要な適切な知識、そして発達段階に応じた指導を各学校でも行うことによって偏見が生じないようにすること、それから該当する子供たちが風評等によるいじめ等の不当な扱いを受けないようにすることということを十分に学校で指導しますと。保護者の方々も、十分その点について御理解、御配慮をお願いしますという内容となっております。

これについて悲しい思いをするようなことがない学校でありたいし、なければならぬということで、学校長のほうにも校長会を通じて再三お願いをしているところでございますが、こうした対応を行っていくこと、そして今ちょっとちらっと声が上がってきているのは、先ほどもお話がありました卒業式、入学式、それから修学旅行等々、今後どうなっていくのかなというようなことを一部校長のほうからもちよっと話題に出ているところでございますが、今後の動向、それから国、文科省との通知等々を十分に受けながら、適切な対応を判断して進めていくことになると思います。また、いろいろと御心配等をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、よろしく申し上げますということを報告させていただきます。

では、続いて堀田のほうから、次の別添についてお話をさせていただきます。

- **教育研究所主任指導主事（堀田 誠君）** 可児市教育職員の時間外勤務時間の実態についてお知らせします。

可児市教職員の時間外勤務の状況について資料があります。こちらの資料ですが、お願いします。

1枚目の資料は、今年度9月からの小・中学校別の時間外勤務時間の推移です。左のグラフは、時間別の割合です。

これを見ていただくと、小学校では、45時間以下の職員は、9月から20%ふえ、ほぼ全員が80時間以内におさまるようになってきたことがわかります。また中学校では、小学校までとはいきませんが、全体的に80時間以内の職員がふえ、100時間超えの職員が減ってきたことがわかります。

右のグラフは、小・中学校別の平均勤務時間の推移です。小・中学校ともに徐々に勤務時間が減っています。特に小学校では、12月、1月ともに平均時間が45時間を下回っています。1月に中学校の平均時間がふえていますが、これは高校入試に向けた事務的な仕事がふえたことが原因だと言えます。

2枚目、3枚目は、学校別の4月からの状況の変化をあらわすものです。グラフ中の矢印が示すように、45時間以内、また80時間以内がふえつつあることが見てとれます。また、中学校では、100時間を超えていた職員が年度当初は非常に多いこと、それが減ってきたということがわかります。80時間を超える職員、100時間を超える職員は、各校で管理職が個別に面談をして、個の働き方について考える場を設けています。また、働き方改革にかかわる研修を持っています。事務的な作業をいかに効率よくこなしていくのかを先輩の先生が若手に教える研修であったり、個人の取り組みを交流し合っ、学び合う研修をしたりしている学校もあります。各校の取り組みは、教頭会等で交流しております。月45時間という壁ですが、例えば8時に勤務を開始したら、19時に帰るといった勤務にすることで成立します。これは、よほどのことをしないと実現しないのではないかと思いましたが、まさしく改革だと思った次第です。

続きまして、こちらの資料ですが、来年度の可児市の学校教育指導の方針と重点を作成しました。昨年度は、言葉を削り、読みやすくすることを目標に作成しました。今年度は、第2期可児市教育振興基本計画とのつながりを持たせることを第一に考え、修正をしてきました。基本計画が冊子として配付されますが、この方針と重点は、先生方がふだん使われる週案簿というものに張っていただき、いつでも目にするようにしています。ということで、教育基本計画のダイジェスト版という形にするという方針で作成をしました。この方針と重点で概要がつかめ、詳しくは基本計画の冊子をいただくこととなります。こちらが、今年度版の週案簿に張る、教員に配るダイジェスト版のようにしていきたいと考えております。

机上に、小・中学校の卒業式の告辞を置かせていただきました。よろしく願います。入学式出席分担・祝辞は、3月4日の臨時教育委員会会議にてお渡ししますので、よろしく願います。以上です。

- **学校給食センター所長（玉野貴裕君）** 先ほど、小栗委員さんのほうからも報告がございましたように、この教育委員会会議の中でもいただいております給食費の改定でございますが、こちらの必要性ということで、現状どのような形で献立を作成させていただいたり、食材を購入しているか、そういったところを皆さんのほうに、検討を始めたということの御報告をさせていただきたいと思っております。

先般の給食センター運営委員会の中で、現状ということで御報告をさせていただいたのですが、お手元のほうに、学校給食費改定の検討についてということで、現状とそれから各学校での児童・生徒の皆さんからの声であったり、保護者の皆さんの試食会を通しての声であったり、あるいは現場で携わってみえます教職員の皆さん方の声、そうい

ったものがどんなものがあるのか。そして給食費の収入の現状ということで、正直なところではありますが、平成30年度の給食費については、310万円ほどの実際の赤字が生じているというふうなこと、それから今年度におきましても、昨年末の段階ではございますが、やはり300万円ほどのマイナスというふうな現状であること、そういったところを御紹介させていただいたところでございます。

お手元の資料の1ページ目には、食材の値上がりの状況ということで、県の給食会から購入しております主食と牛乳に関する価格の推移で、ごらんのように、平成30年度を迎えるまでに毎年上がっている状況がごらんになれると思います。

また、一番最初のページの下段には、その他の副食に係る、おかずに係る食材の値上がりの状況ですが、これは個々のデータがございませんので、総務省の資料をもとに、県庁所在地の岐阜市での消費者物価指数の推移も上げさせていただいておりますが、やはりこれも30年にわたって非常に高騰しておるという現状でございます。

1枚めくっていただいたところで、そんな価格が上がっている中で、給食費はどのように献立作成をさせていただいているかというふうな状況を御紹介させていただいておりますが、平成21年当時は、牛肉とか、魚もいろんな種類のものが使えておったわけですが、今はそれがなくなってしまっているということ、それから表のところには、デザート回数がごらんのように減ってきているという状況も見てとれる形になっております。

それから、左のページの2ページ目の一番下には、給食メニューに対する子供さんたちの声というところで、先ほど申し上げましたような、肉がもうちょっと多いといいなとか、肉がもうちょっと多いと残さず食べられるのかなという声もあったりとか、きのうも可児市の紹介をされておりましたが、里芋というふうなところも売り出しているものの、その里芋もなかなかコロケ等の食材にあっては、お値段がやっぱり高いものですから、年間にそんなには提供できないといった、おいしいメニューをもっとたくさん食べたいなという声もあるところでございます。

平成21年に改定以降、10年間据え置いたままというところでございますが、その以前の改定の履歴を見ますと、やはり10年ごとに見直しを行っているという現状でもありません。平成21年の場合は平成11年に改定をさせていただき、その前は8年、平成3年に改定したという流れで来ておる現状でございます。価格を改定させていただくことによって、先ほど申し上げましたようなメニューが、再びまた子供さんの口の中に入っていくのかなというところであったり、ともすれば、天候の異変、天候の悪化等、災害等によりまして、高騰しがちな食材にも対応できるということも、実施が改定によってできいくのかなというふうに思っておるところでございます。

小栗さんのほうから御紹介もありましたように、委員の方々からは、給食がよくなる、子供たちが喜んで食べてもらえる給食が提供できるなら、改定についても必要なのかなという御意見を頂戴しておるところでございますので、今後そういったところの御意見を十分踏まえた上でできること、それから改定でどれくらいのものになっていくのかなというところも、さらに詰めていきたいと考えておるところでございます。

保護者の皆様には、4月に毎年給食費の現状もお伝えをしておるところでございますので、ことしの4月のその場においても、現状はこういった形で進めているというふう

なところの情報提供もさせていただきながら、令和2年度になりますけれども、7月でございますが、第1回目の学校給食センターの運営委員会がございますので、またその中で、実際具体的な額も提示をさせていただきながら、御意見を頂戴したいかなというふうに思っております。改定が必要と判断された場合につきましては、最終ページでございますようなスケジュールで今後進めていければなと思っておりますのでございます。以上です。

- **教育研究所主任指導主事（堀田 誠君）** 2月7日ですが、生活発表会のほうですが、ありがとうございます。無事、多くの人数でしたが、終了することができました。ただ、4月から特別支援学級の児童・生徒は300人をとうとう超えるというふうになってきて、これから次年度に向けて育成会等の行事もちょっと見直さないかんなということで、今月2月28日に育成会の役員会で、来年度の育成会行事のほうもちょっと検討していきたいと考えています。

続いて、教育実践論文のほうですが、資料のほうにもありますが、27名の先生が参加されました。働き方改革の中で、若い人を中心に実践をまとめられたという形でした。今度3月12日に表彰式がありますので、優秀賞5名、優良賞6名の合計11名の方を表彰したいと思いますので、またよろしくお願ひします。以上です。

- **教育長（竈橋義朗君）** 以上で事務局からの報告は終わりました。

これについて、皆さん方からの意見、御質問でございますでしょうか。

- **教育委員（生駒隆昌君）** まず、働き方改革のほうの先ほど説明の中にありますが、45時間という文科省からのそういった資料があるということで、条例化という話も先ほど教育長から出ておりましたが、とてもそれにはほど遠い結果なのかなと。先ほどありましたが、朝の8時から19時までにおさまらんとというような実際の勤務時間の話もありましたが、PTAをやらせていただいたり、学校を見てもいるんですが、やっぱり生徒が午後5時に帰ったとして、その後2時間であすの授業の準備等をやるというのは、なかなかシビアなんじゃないかなというふうなことも考えますし、よっぽどの働き方改革の中で英断というか、本当に物すごいことをやらないと、とてもこの勤務時間を45時間までにするという事は非常に難しいなということも考えましたし、単純にこの数字を言うだけでいいだけでは、なかなか働き方改革につながっていかないと思うんです。

実際に45時間を目指すということでしたら、それをやってみえる現場の方に、どうしたら45時間でできるかということも我々教育委員会というか、教育委員は、そこまでのことはなかなかちょっと把握はしておりませんので、今後何らかの形で45時間にするにはどこまでやるのか、どういったことができるのかということも、一度会議の中で御説明していただくなり、当事者である教員の先生方の意見も聞かなきゃ、なかなかこの数字をそこまで持つていくということは難しいと思うので、今後それをちょっと実施していただくというか、そういった意見の交換ということも今後考えていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。これがまず1点目です。

あと2点目、先ほどありましたが、コロナウイルスの件なんですけれども、非常にこういった対応をしていただいて、体験入学の子供たちに対しても、いじめにならないようなというようなことまで御説明していただいて、やっぱりきめ細やかな対応を考えて

いかなきゃいけないなというふうに思いましたが、これは外国の学校に在籍するということですので、当然日本人かなというふうにこの文章の中で思いましたけど、可児市の場合ですと、外国籍の子が今ばら教室を通じて各学校へ見えると思うんですが、そういった外国籍の子供たちへの対応は、どんなふうに今やっておるのかということがちょっと教えていただきたいので、よろしくをお願いします。

- **学校教育課長（奥村恒也君）** 勤務時間のことについては、ちょっとお話が途中になってしまいましたが、意見交換等々、具体的な対応について、現場の声も聞きながらという場も必要だという生駒委員さんのお話かなということは思いました。また、そうしたことについても具体的な策、どのように進めていけばいいかということについては検討していきたいということを思います。

それから、今の外国人の方で入国をする子供たちの対応についても、基本的にはこの流れと同じような流れで、ただ指定された地域、中国以外の国からの子供たちにつきましては、2週間という待機の期間は求めることはありませんけれども、ただ、2週間体調管理を継続して行っていただいて、異常があれば必ず報告をし、医療機関にかかっているということについては窓口のほうで説明を申し上げます。そうした対応で、外国からの転入・編入について、基本的には同様な健康観察の期間を設けて受け入れをしていくという流れになっています。

- **教育委員（生駒隆昌君）** ありがとうございます。

- **教育長（籠橋義朗君）** 生駒委員、よかったですか。

時間外勤務については、教育委員会の任務として時間を管理しなさいと、守らせなさいということなんですね。学校は守りなさいということで、教育委員会も評価されることになってくるわけで、大変どうなっていくんだろうなあとには思いますが、例えば学校の朝の出迎えとか、これはやらなくてもいいということを教育委員会が言うかどうか。それでも時間外ですから、時間外と見るかどうかは別としてというようなこと。それから、今ちょっと進んでいる中学校の部活の問題、これも教育委員会が主導して、こうしましようということを決めていかなきゃならない。文科省が出した学校がやらなければならないこと、やらなくてもいいけどやったほうがいいこと、やらなくてもいいこと、この3つの色分けがあって、例えば給食費の徴収は、学校は本来やらなくてもいいと言っているの、それも検討は今しているところだし、通学に関することは地域に頼めばいいでしょうと言われてるし、学校の先生方の今まで常識とされていたことを、教育委員会がやらなくてもいいということを判断しなければならないことになってくるんだろうなあとというふうに思います。いろいろな細かい事業、行動について考えていかなきゃならないなあと、また皆さんに御判断をしてもらわないかんなことは思っています。ことしですね。ことしというか、来年度いっぱい、そういうことをしていかなきゃいけないことになりませぬ。

もちろん年間の調整、時間外の夏休みの休みをもっとふやして、4月、5月の時間に充てるとか、変形労働制も考えていかなきゃいけない。その組み合わせで何とかやっていきたいと思うけれども、多分これは平均が45時間を切っても、50時間、60時間という人については、やっぱり指導していかなきゃいけないだろうなあと思っております。

ほかに。

- **教育委員（生駒隆昌君）** 先ほど教育長も言われていましたけど、我々、学校訪問を毎年させていただいています。そういう中で、先生方との話も聞くんですけど、教育委員としては、削ってもいい時間というのは1時間もないなという認識です。やっぱり修学旅行も必要ですし、今言う研究授業も必要ですし、朝の子供たちの挨拶運動も必要ですし、そういった部分というのは、私も教育委員やらせていただいて長くなりますが、そういった中でも削っていい時間というのは本当はないというのは認識しております。

そういった中で、こういう45時間、80時間を切るとか、そういった部分では非常にハードルが高いという意味を含めて、先ほど学校教育課長にもお願いしましたけど、やはり現場の声、その中でどうやって時間を、今教育長が言われるみたいに、一時間一時間を短縮していくかということが一番大きなことやと思いますので、先ほどもちょっとお話しさせてもらいましたが、やっぱり現場の声を聞いた上での、もちろん子供たちのことも考えた上での勤務時間の短縮ということを考えていかなきゃいけないので、非常に難しいなということでお話しさせていただきましたので、そこの部分よろしくお話ししたいと思います。

- **教育長（笹橋義朗君）** 学校の先生方からすると、それは無理だと言われるんですけど、我々行政で生きてきた者からすると、数字は守るのが先にあるので、それで質が落ちるとなれば、それは文科省のせいだということになっちゃう。法律、数字が出れば守らなきゃいけないという習性がありまして、無理ですという回答はないんですよ。なので、いろいろ考えなきゃいけないなあという思いがしています。

- **教育委員（小栗照代君）** この間、中学校の保護者の方とお話をしていましたら、やはり今、部活も朝ないですよ。季節柄、冬は夕方はもちろんないんでしょうけれども、そうすると、運動ができる子で運動を一生懸命やりたい子は、ほとんどみんなクラブチームに今行ってしまっているということなんですね。ただ、クラブチームに行くと、やっぱり保護者の時間とか、お金に余裕がある方じゃないと、なかなか一生懸命できないということで、そうじゃないと、学校の部活自体がだんだん退化という失礼なんですけれども、一生懸命やりたいのに、そういう雰囲気ではなくなっているというお話も伺いました。

もちろん先生方のお時間を削っていくのはすごく大事だと思うんですけど、子供たちのことも考えて、何かいい対策をしていかなければいけないなというのをすごく感じます。

- **教育長（笹橋義朗君）** そうですね。だから、地域、保護者にその肩がわりというか、スポーツで言えば、そういうことをお願いしなきゃいけない。可児市のスポーツ、体育連盟を中心とした地域の力をどう組み合わせるか。
- **教育委員（小栗照代君）** 例えば、今スポ小ですとUNICが管轄に一応なっていますよね。そういったところに例えばお任せするとか、そういうことも積極的にやらないと、せっかく一生懸命運動やりたいのに、何かいろいろやりたいのにできないという子も出てきてしまうという気がします。
- **教育長（笹橋義朗君）** 今、事務レベルで、私的諮問機関じゃないですけども、そういうスポーツ関係、市の行政の体育連盟、スポーツ振興と打ち合わせしながら、

実態を把握しながら、いい方法をやっつけていこうとしていて、今のところはスポーツ団体が非常に積極的に、これは可児市のスポーツで言えば、ジュニアスポーツですから、みずからのスポーツ部門の行く末も案じられるわけなので、協力してジュニアスポーツを振興していくという機運が始まりましたので、いい方向に移していけないかなど。もちろん先生もそこの中に入って、そのときは先生じゃなくて、指導者として入るとかということになってくるだろうということを思います。

- **教育委員（小栗照代君）** あと、この数字を削るという意味ですと、民間ですと、じゃあ6時になったら電気消して、もう帰りなさいと言ったりとか、何かの対策をすると、仕事の削れないと思っているのに削れるところがあったりということって、見直しをするとやっぱりあると思うんですね、ほかに探すという。ですから、やはりそれぞれ先生方も学校もですけども、要る時間で、先ほど生駒委員がおっしゃったように、全部要る時間なんですけど、その中でも見直しをして、大丈夫なところに移管できたりとか、自分自身の仕事でも実は削れるところがあるというところも、やはり見直しをしていただきたいなどは思います。
- **教育長（籠橋義朗君）** 丹羽委員、いかがでしょうか。
- **教育委員（丹羽千明君）** 今も学校は、何曜日何時で帰るといような目標を決められてやっているところもあると思いますし、やはり先ほどの部活が一番のあれですね、朝練がなくなったということと、それから土・日のどちらかを休むということになっているんですね。それでかなり減ったので、もう一つ、もっと努力しないといけないかなあとと思いますが、でも、ほとんど削りようがないよね。
- **教育長（籠橋義朗君）** 伊藤委員、どうですか。
- **教育委員（伊藤小百合君）** 月によってもやっぱり違うのかもしれませんが、45時間を超えないようなやり方でされている先生も、月とか、何とも言えないんですけど、あるのであれば、やっぱりそういう先生方の中でうまく話し合いをしたりとか、いいところをとっていただいて、少しでも、無駄なことはないと思うんですけど、省ける部分は省いてもらって、ただ、45時間を超えないようにということで抱えたものを家に持ち帰るんでは、結局働き方改革の意味もなくなるので、そういうのを避けるような方法で、やっぱり先生方とか、学校自体も、子供のことも優先していただきたいんですけど、うまくできるような方法を見つけていかなければならないのかなあとこのは感じます。
- **教育長（籠橋義朗君）** これこそ本当に大改革だと思っていて、今まで保護者なり、地域が先生に求めてきたことを、先生方は献身的な対応をされていたんだけど、献身的が美德ではなくなるということで、本当に求めてきたことが、求めるべきなのかどうかというところが、地域社会が考えていかなきゃいけない。全部今までやってもらっちゃったところをどう考えるかということは、大きなそれこそ国の教育が変わってくるなと僕は思っています。
ほか、よろしかったでしょうか。
これはまた引き続きというか、毎回毎回話題になってくることで、皆さん方にもそれぞれ考え方を聞くことになりますので、よろしくをお願いします。
- **教育委員（生駒隆昌君）** じゃあ、ちょっとほかの案件でいいですか。

学校給食センター長のほうから、学校給食費の改定ということで、いよいよ来たかなと。随分長い間、このお話をセンター長とも議論をさせていただいて、どこかでというような話をさせていただいたんですけど、消費税がということでしたが、軽減税率という特例化になり、昨年改定は見送られたという状況があります。

ただ、毎回私も言いますが、軽減税率で税率自身は変わらなかったかもしれませんが、それに付帯する経費だとか、コストというものが、やはり日本の中で多くかかるようになってきました。人件費、輸送費、そういった部分のことを考えると、やはりどこかで子供たちの安心・安全な給食をつくるという部分においては、値上げということも考えなきゃいけないということで、何年か議論をさせていただいたんですけども、やはり今回、先ほどもありましたけど、10年目、11年目の区切りということでセンター長も言われましたし、年間の赤字額も若干ふえておるということですので、やはり改定については、私自身としては異論はありません。

改定の金額等については、また今後もいろいろな場面で話し合いを重ねていかなきゃいけないと思いますが、子供たちにはやはりよりよい給食を食べていただいて、食生活においては、順風というか、楽しんでいただけるような給食を供給していただきたいので、それを思いながら、今回検討ということでしたので、非常に前向きなありがたい話だなというふうに感謝しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ **教育長（笹橋義朗君）** いよいよ始まりましたので、お願いします。

ほか、よかったですでしょうか。

○ **教育委員（丹羽千明君）** 今の生駒委員と同じ意見なんですけれども、給食費に關しましては10年間ふえておりませんので、見直しの時期に入っていると思います。

このスケジュールとあるんですけども、改定するとしたら、令和3年4月というのが一番の妥当の時期だと思います。それから、スケジュールを逆算しまして書いてあるんですけども、これより前にまた、これは最低でもこの時期にということ、早目にまた検討するということはいいかと思いますので、お願ひしたいということと、どのくらい上げるということを今考えられてみえるということはあるんでしょうか。

○ **学校給食センター所長（玉野貴裕君）** 具体的な額というのは、まだこれから皆さんの意見を聞きながらというふうに思っておるんですが、これまでの経緯で申し上げると、今のデータに上げさせていただいたのが平成21年ですが、そのときは30円の値上げをさせていただき、その前、10年前、平成11年については20円、それから平成3年の改定もやはり20円と、そのときは中学校の半端な数字だったので、25円という数字だったんですけども、おおむね20円、30円というふうな流れで来ておりますので、それプラス、現状の今の食材費の値上がりですとか、価格、そういったものを踏まえながら、ちょっと慎重に検討したいなと思っております。

○ **教育長（笹橋義朗君）** ほか、よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、各課所管事項については以上にしたいと思います。

委員からの提案協議事項

○ **教育長（笹橋義朗君）** 次に、委員からの提案協議事項について、何かございます

でしょうか。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** 先ほど学校教育課長にもお願いしたように、こういった場面でも構いませんが、そういった現場の意見というものを直接聞かせていただける機会を一つつくっていただきたいのと、ちょっとこれは委員からの提案というわけではないんですが、先回というか、新聞等で報道されておるように、4時禁というやつが少し話題になっておって、文科省のほうから、県の教育事務所のほうから指導があって、それはだめだよということがあったということですけど、その辺について、ちょっとこの時間帯が正しいかどうかわかりませんが、学校教育課長、ちょっと説明していただけるかなと思います。

○ **教育長（笹橋義朗君）** じゃあ、4時禁について。

○ **学校教育課長（奥村恒也君）** 4時禁については、ちょっと新聞各社で話題になっていて、県の教育委員会のほうも、やはり高校も含めて、校則という広い範疇の中で、いま一度、子供たちに対して行き過ぎた罰則規定であったりとか、そういったものにならぬような見直しというものをしていくようにといった指導というものが小・中学校のほうにも参っております。

それに関しましては、もう一度、この市内で確認をした中では、やはり校則としてそれを明文化しているという学校はございませんが、やはり指導の一環として、4時までには外出をしないようにということをお子たちに指導は行ってきています。ただ、それに対して、それを守らなかった場合に、行き過ぎた指導とか、罰則規定とか、そうしたことを行っているというところもございません。

今後ですけれども、子供たちに、社会人としてきちっと時間がある場合に、どのような過ごし方を中学生としてすることがよりふさわしいのかということについては、これまで同様、指導は行っていきます。ただし、それについて、4時禁というルールのニュアンスであったりとか、それに守らなかったからといって過度な罰則等々を行っていくというようなことは、これまでどおり、なしということをお十分に配慮していただくようにということで、校長会のほうでもそれについては周知をしていっております。というような状況でございます。

○ **教育委員（生駒隆昌君）** ありがとうございます。この4時禁の話は、新聞等で報道されてすぐ、教育事務所というか、県の教育委員会のほうですごい早いスピードで対応されて、我々教育委員会の耳に入るか入らないかのうちに、そういったことはやめにしてくれというようなお話だったので、どういう状況だったのかということをおちょっとお聞きしたのと、私も子供を持っている親としては、4時禁というか、子供たちが毎日過ごす時間が何時までかということがやっぱり大切になってくると思うんです。学校が早く終わる時間もあるとは思いますが、そういった中で、4時までには自分としてのワークバランスというわけではないんですけど、自分の中で何かをする時間帯、何かを学ぶ時間帯ということで工夫をして過ごすということで、外で遊ぶこともそうかもしれませんが、そういったものをおやっぱり指導していただきたいというふうにお考えしておりますので、4時禁という物すごい強い言い方ですけど、そうじゃなくて、やっぱり毎日の日常の生活があるんだから、やっぱり4時までには何か自分で考えて行動するとか、何か学ぶ時間をつくるというような指導をしていただ

けるといいかなあというふうに思いましたので、県の教育委員会はそういう校則はなくせという強い言い方でしたけど、そうじゃなくて、子供たちにはそういったような指導の中で、学校生活というか、自分の毎日の生活を大切にしていくなようなふうの指導をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、学校の校則って、正直我々余り知っていないんですよ。実際は、生徒手帳に書いてあると言えばそうなんですけど、そういったものも今後我々も勉強していかなくちゃいけないのかな、ブラック校則とか世間では言われていますけど、そういったものもあるのかなということ再度認識したというか、そんな思いもしましたので、済みません、きょう、違う時間帯でしたけど質問させていただきました。以上です。

- **教育長（籠橋義朗君）** 私も、校則自体を見たことがないので、改めてちょっと学校ごとに、紙で皆さんに配ってもらえんかなあ。見たことありますか。
- **教育委員（小栗照代君）** 自分の子供のはありますけど、ここにはないものもあるんです。生徒手帳に書いていない校則みたいなもの。
- **教育委員（生駒隆昌君）** そうそう、今のブラック校則じゃないですけど、制服のこととか、いろいろあるじゃないですか。
- **教育委員（小栗照代君）** ありますよね。その辺は、子供たちも何でと言いながら、先生に言われるから、じゃあ従おうかというところもありますよね。
- **教育長（籠橋義朗君）** 僕らが考えるわけではなく、参考として知っておきたいのということ。主権者教育の面からも、いろいろ質問を受ける可能性もありますので。

ほか、よかったですか。

〔挙手する者なし〕

その他

- **教育長（籠橋義朗君）** そうしたら、その他、次回の日程についてお願いします。
- **教育総務課長（石原雅行君）** 次回、臨時会ですが、3月4日水曜日午後2時から教育長室でお願いいたします。

それから、その後の定例会のほうですが、前回、3月23日月曜日というふうで決めていただいたところなんですけど、ちょっと日にちのほうを、調整をまたお願いしたいと思います。

といいますのは、先ほどの可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例に合わせまして、教育委員会規則も提案したいということです。その関係で、条例が議決されるのが3月25日ということですので、それ以降にお願いしたいということです。もし、できれば26日の午後2時というのはいかがでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

3月26日の14時ということをお願いいたします。

あと4月ですが、4月20日月曜日、いかがでしょうか。

〔「大丈夫です」の声あり〕

月曜日は9時からということをお願いいたします。

- **教育長（籠橋義朗君）** では、そのようにしますので、よろしくお願いします。

では、ここで休憩をとります。10時45分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

(学校教育課学校教育係長退席)

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

- 教育長（籠橋義朗君） それでは、会議を再開します。

(以下非公開)

(以上非公開)

閉会の宣告

- 教育長（籠橋義朗君） では、特に意見もないようですので、これにてこの件は終了しまして、以上をもちまして、きょうの教育委員会会議については終了しました。ありがとうございました。

閉会 午後0時00分